

国地契第21号
国官技第130号
国営管第180号
国営計第60号
国土建第188号
国港総第244号
国港技第45号
国空予管第325号
国空空技第142号
国空交企第163号
国北予第7号
平成29年8月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	建政部長殿
	港湾空港部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿

国土交通省

大臣官房地地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
等の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号）に基づき行ってきたところである。

今般、二次以下の下請負人に係る受注者に対する違約罰等の措置について、公共工事標準請負契約約款の改正に伴う工事請負契約書等の改正を踏まえ、下記のとおり通達を改正し、平成29年10月1日以降に入札契約手続を行う工事から適用することとするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」の一部改正について）の一部改正）

- 1 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」の一部改正について」（平成29年2月24日付け国地契第73号、国官技第288号、国営管第416号、国営計第95号、国土建第431号、国港総第464号、国港技第66号、国空予管第465号、国空安保第574号、国空交企第726号、国北予第34号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>記1. を次のように改める。 (略)</p>	<p>第一 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第4号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保31号、国空交企第54号、国北予第5号)の一部改正について 記1. を次のように改める。 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第二 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」の一部改正について 記1. (3)の見出し中「通知等」を「制裁金の請求の事前通知等」に改め、同項①を次のように改める。 ① 特別の事情を有しないと認めた場合 契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の制裁金を請求することとなる旨を通知するものとする。 $P = C \times 0.05$ P：制裁金の額 C：社会保険等未加入建設業者とその注文者(※1)との下請契約に係る請負代金額(※2) (※1) 社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人(受注者を除く。)をいう。 (※2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき受注者から最終的に提出された施工体制台帳に記載された請負代金額を用いるものとする。 なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。 記1. (5)中「(2)①又は②」を「(2)①、②又は(3)①」に改め、「①の場合にあっては当該特別の事情を有しないと認めた旨の通知を行った後、」を</p>

附 則

この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

削る。

記2. の見出し中「社会保険等未加入建設者と一次下請契約を締結した」を削り、同条(1)中「1. (2)①又は②」を「1. (2)①、②又は(3)①」に改める。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。ただし、記第二の規定は、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

（「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」の一部改正）

2 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」（平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による<u>届出（以下「届出」という。）をしていない</u>建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、<u>届出の義務がない者を除く。</u>以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とし<u>ないものとする。</u>社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等</p> <p>① (略)</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき<u>届出をした事実を確認することができる書類</u>（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する<u>違約罰</u>の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の<u>違約罰</u>を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> $P = C \times 0.1$ <p>P：<u>違約罰</u>の額</p> <p>C：受注者と社会保険等未加入建設業者である一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき受注者から最終的に提</p>	<p>1. 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等</p> <p>下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による<u>届出の義務を履行していない</u>建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、<u>当該届出の義務がない者を除く。</u>以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とし<u>ないものとする。</u>社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等</p> <p>① (略)</p> <p>② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合</p> <p>監督職員は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約担当課に送付するものとする。</p> <p>また、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、未加入の社会保険等につき<u>届出の義務を履行した事実を確認することができる書類</u>（以下「確認書類」という。）又は特別事情申請書を契約担当課に提出することを求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する<u>制裁金</u>の請求の事前通知等</p> <p>① 特別の事情を有しないと認めた場合</p> <p>契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の<u>制裁金</u>を請求することとなる旨を通知するものとする。</p> $P = C \times 0.1$ <p>P：<u>制裁金</u>の額</p> <p>C：受注者と社会保険等未加入建設業者である一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（※）</p> <p>（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき受注者から最終的に提</p>

出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。

なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額の違約罰を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

(3) (1)②に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する違約罰の請求の事前通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の違約罰を請求することとなる旨を通知するものとする。

$$P=C \times 0.05$$

P：違約罰の額

C：社会保険等未加入建設業者とその注文者（※1）との下請契約に係る請負代金額（※2）

（※1）社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人（受注者を除く。）をいう。

（※2）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき受注者から最終的に提出

出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。

なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう求めるものとする。この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

(3) (1)②に該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。

された施工体制台帳に記載された
請負代金額を用いるものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② (略)

(4) 違約罰の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課は、受注者に対して違約罰を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することを担当する課をいう。）に送付するものとする。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(5) 建設業担当課への通報

契約担当課は、(2)①、②又は(3)①の場合にあっては受注者に対して違約罰を請求することとなる旨の通知を行った後、(3)②の場合にあっては当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(6) (略)

2. 受注者に対する指名停止等

(1) 契約担当課は、1. (2)①、②又は(3)①の場合において、受注者に対して違約罰を請求することとなる旨の通知を行ったときは、当該受注者について、指名停止措置要領（別記3に掲げる各通知をいう。）に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課にその旨を通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うものとする。

② (略)

(4) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課は、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することを担当する課をいう。）に送付するものとする。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(5) 建設業担当課への通報

契約担当課は、(2)①又は②の場合にあっては受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、(3)①の場合にあっては当該特別の事情を有しないと認めた旨の通知を行った後、②の場合にあっては当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(6) (略)

2. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 契約担当課は、1. (2)①又は②の場合において、受注者に対して制裁金を請求することとなる旨の通知を行ったときは、当該受注者について、指名停止措置要領（別記3に掲げる各通知をいう。）に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課にその旨を通知するものとする。

とする。

(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評価の減点に必要な対応を行うものとする。

(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評価の減点に必要な対応を行うものとする。